

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園については、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項並びに占用許可に関する事項を定める。

1. 景観重要道路

(1) 景観重要道路の整備に関する方針

萩市景観計画区域内における下表の道路について、景観重要公共施設(道路)と位置付け、良好な景観形成のため、整備に関して下記の事項に取り組むものとする。

- ① 眺望景観に配慮し、美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川施設、公園施設)との調和を図る。

(2) 景観重要道路における占用許可基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

景観重要道路内において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮し、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

- ① 工作物等の配置
 - ・眺望景観に対する視点場の確保に配慮する。
 - ・標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。
- ② 工作物等の形態意匠
 - ・周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、整然とした形態意匠とする。
- ③ 工作物等の色彩
 - ・落ち着いた色のあるダークブラウン(5YR2/1)を基調とし、歴史的都市の演出に努める。

(3) 景観重要道路一覧表

1) 萩地域の道路

① 国管理道路(国道)

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
1	国道191号	大字山田3968-2	大字椿東越ヶ浜	約10,000

② 県管理道路(国道・県道)

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
2	国道262号	大字土原182	川上451-1	約4,370
3	萩長門峡線	大字椿2788-1	大字椿2708-1	約330
4	萩三隅線	大字御許町37-6	大字山田4766-24	約4,300
5	萩秋芳線	大字椿2288-9	大字明木3680-1	約4,200
6	萩篠生線	大字土原170	旧福栄村との境	約4,000
7	萩城趾線	大字堀内85	大字平安古町283-2	約2,057
8	萩港線	大字土原631	大字東浜崎町147-2	約1,330
9	萩川上線	大字椿東4229-1	大字椿東276	約3,000
10	笠山越ヶ浜線	大字椿東6248-4	大字椿東1190-130	約1,200

③市管理道路（市道）

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
11	西田町東浜崎線	大字浜崎町 282	大字浜崎町 132-3	約 510
12	魚市場線	大字浜崎町 209	大字東浜崎町 137	約 200
13	南片河堀内線	大字南片河町 17-2	大字堀内 132	約 750
14	堀内稲荷春日線	大字堀内 241-2	大字堀内 247-1	約 380
15	船津椎原線	大字椿東 2456	大字椿東 1445-4	約 1,000
16	船津椎原分線	大字椿東 1505-3	大字椿東 1502-5	約 100
17	椎原線	大字椿東 1479-11	大字椿東 1426-1	約 220
18	萩港今魚店線	大字東浜崎町 148-2	大字今魚店町 30-3	約 600
19	玉江堀内線	大字山田 4758-6	大字堀内 109-1	約 1,310
20	堀内西ノ浜線	大字堀内 85-11	大字堀内 37-1	約 120
21	西ノ浜線	大字堀内 37-1	大字堀内 36-3	約 110
22	春若町南片河線	大字呉服町 1-3	大字南古萩町 33	約 290
23	細工町南古萩線	大字呉服町 1-1	大字南古萩町 9-1	約 290
24	金毘羅線	大字呉服町 27	大字南古萩町 1-1	約 140
25	新堀中渡線	大字呉服町 2-49	大字南片河町 48-1	約 560
26	南片河慶安橋線	大字南片河町 56-2	大字平安古町 600-3	約 300
27	八丁瓦町線	大字江向 581-1	大字江向 590-1	約 150
28	河添住吉線	大字江向 592-3	大字江向 595-3	約 160
29	弘法寺堀内線	大字土原 370-27	大字堀内 109-1	約 2,850
30	梨ノ木町樋ノ口線	大字川島 210	大字川島 66-1	約 800
31	田町線	大字米屋町 42	大字東田町 12-4	約 460
32	上野中ノ倉線	大字椿東 1099-13	大字椿東 2280-18	約 2,290
33	古萩新川線	大字吉田町 50	大字椿東 3176-28	約 100
34	御許町唐樋線	大字御許町 35-5	大字唐樋町 9	約 220
35	平安古菊ヶ浜線	大字堀内 403	大字堀内 302-2	約 790
36	米屋町上野丁線	大字浜崎新町 79	大字浜崎新町 36	約 200
37	浜崎新町中ノ丁線	大字浜崎新町 37-1	大字浜崎新町 80-2	約 200
38	吉田町指月線	大字堀内 385-1	大字堀内 109-22	約 1,100
39	馬場ノ丁深野町線	大字堀内 277	大字堀内 109-14	約 820
40	南ノ総門指月線	大字堀内 173	大字堀内 25-3	約 970
41	倉田四本松線	大字堀内 181-2	大字堀内 89-45	約 530
42	春日線	大字堀内 190-1	大字堀内 320-2	約 30
43	北ノ総門春日線	大字堀内 383-1	大字堀内 325-1	約 550
44	天樹院線	大字堀内 129	大字堀内 127-6	約 120
45	南ノ総門指月支線	大字堀内 158	大字堀内 157	約 100
46	馬場ノ丁中渡線	大字平安古町 169-1	大字平安古町 153-2	約 310
47	平安古西線	大字平安古町 206-3	大字平安古町 172-16	約 330
48	八丁開作線	大字平安古町 172-16	大字河添 327	約 90
49	吉田町樽屋町線	大字吉田町 51-9	大字樽屋町 1-18	約 990
50	井町東浜崎線	大字東浜崎町 125-1	大字浜崎町 139	約 250
51	河添住吉線	大字浜崎新町 176	大字浜崎町 248	約 180
52	住吉参道線	大字浜崎町 247-1	大字浜崎町 247-18	約 50
53	門町線	大字浜崎町 240	大字浜崎町 150-1	約 240
54	玉太郎椎原線	大字椿東 2484-16	大字椿東 1294-1	約 690
55	土原新橋線	大字土原 563-1	大字東田町 14-2	約 350
56	土原船津線	大字土原 565-4	大字椿東 2468-8	約 730
57	松本前小畑線	大字椿東 2990-5	大字椿東 2633	約 740
58	松本東光寺線	大字椿東 2453-1	大字椿東 1650-1	約 800

④未整備都市計画道路

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
59	今魚店金谷線	大字平安古町 544	大字椿 285	約 2,160
60	土原菊ヶ浜玉江線	大字山田 4839-3	大字山田 4248-1	約 600

2) 萩地域以外の道路

①県管理道路（県道）

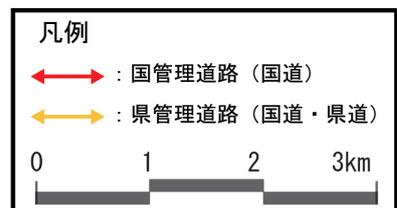
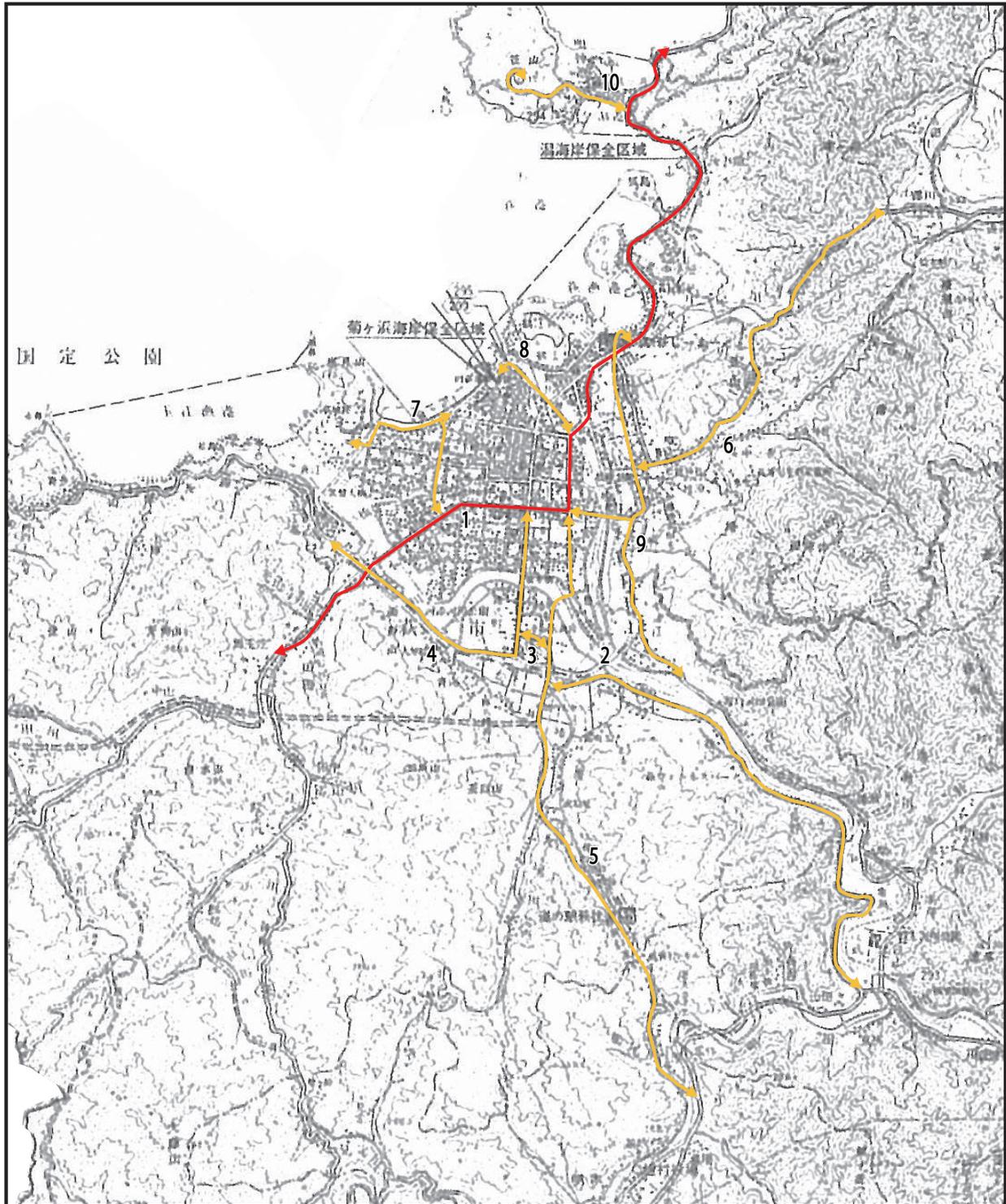
番号	地域	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
61	旭(佐々並)	山口福栄須佐線	大字佐々並 1963-1	大字佐々並 1867-1	約 210
62	旭(明木)	明木美東線	大字明木 3209-1	大字明木 3162	約 420

②市管理道路（市道）

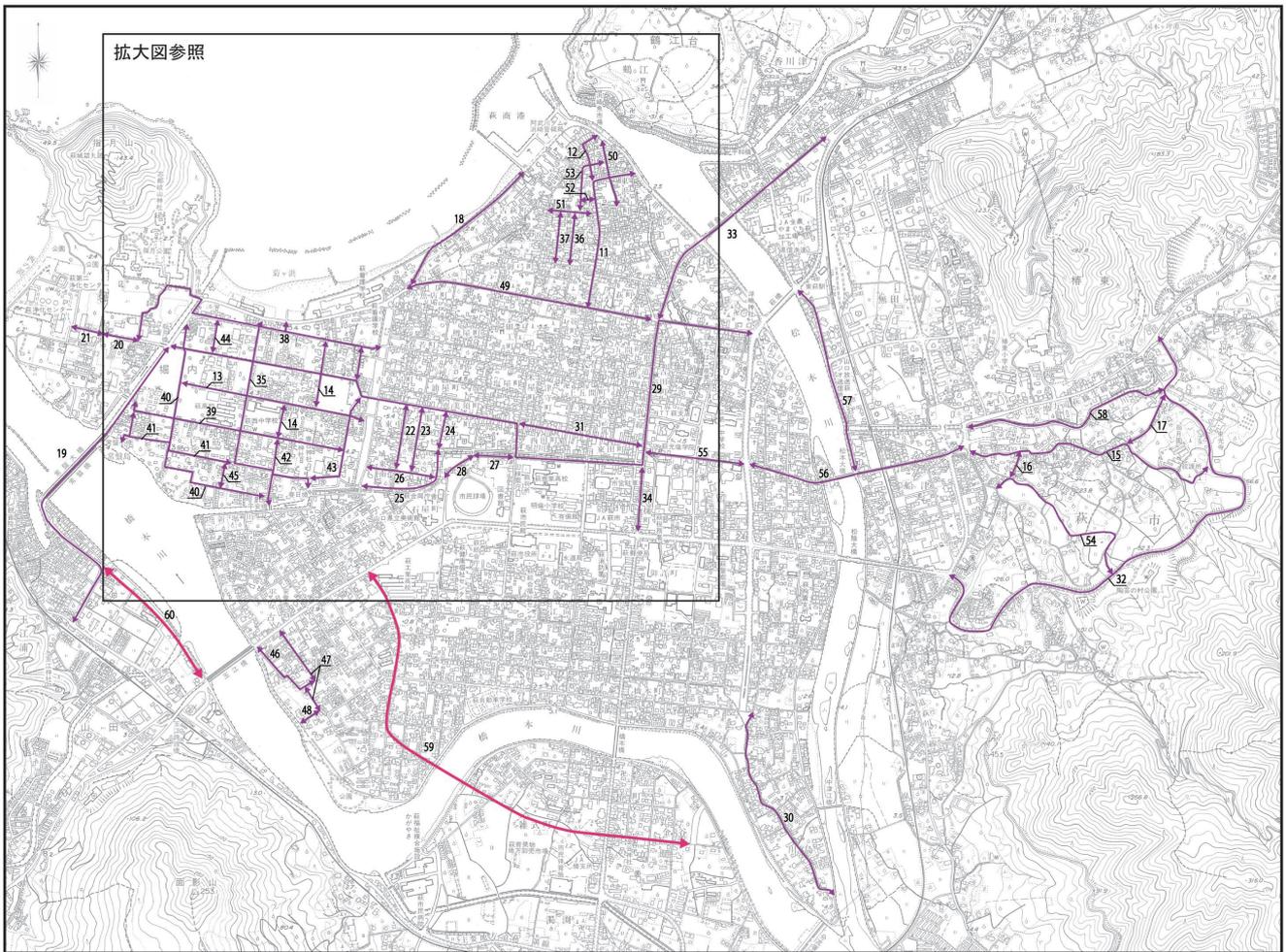
番号	地域	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
63	旭(佐々並)	久年線	大字佐々並 1984-1	大字佐々並 1901-1	約 380
64	旭(佐々並)	市久年線	大字佐々並 1884	大字佐々並 268-1	約 620
65	旭(佐々並)	渡辺 2 号線	大字佐々並 1898	大字佐々並 1964-1	約 120
66	旭(佐々並)	犬鳴線	大字佐々並 1880-1	大字佐々並 1856-1	約 170
67	旭(佐々並)	市中の原線	大字佐々並 2660	大字佐々並 2515	約 160
68	旭(佐々並)	市中溝線	大字佐々並 2610	大字佐々並 2606-3	約 50
69	旭(佐々並)	下向線	大字佐々並 2598	大字佐々並 350-1	約 210
70	旭(明木)	下市原線	大字明木 479	大字明木 4553	約 360
71	旭(明木)	笛吹線	大字明木山 498-1	大字明木 4298	約 170
72	旭(明木)	横町線	大字明木 3221	大字明木 3204	約 70
73	旭(明木)	蔵屋 1 号線	大字明木 3233	大字明木 3423-1	約 60
74	旭(明木)	一升谷線	大字明木 3248-3	大字明木 3100	約 300
75	旭(明木)	牛地 1 号線	大字明木 3116-1	大字明木 3116	約 20

(4) 景観重要道路位置図

■ 国及び県管理道路



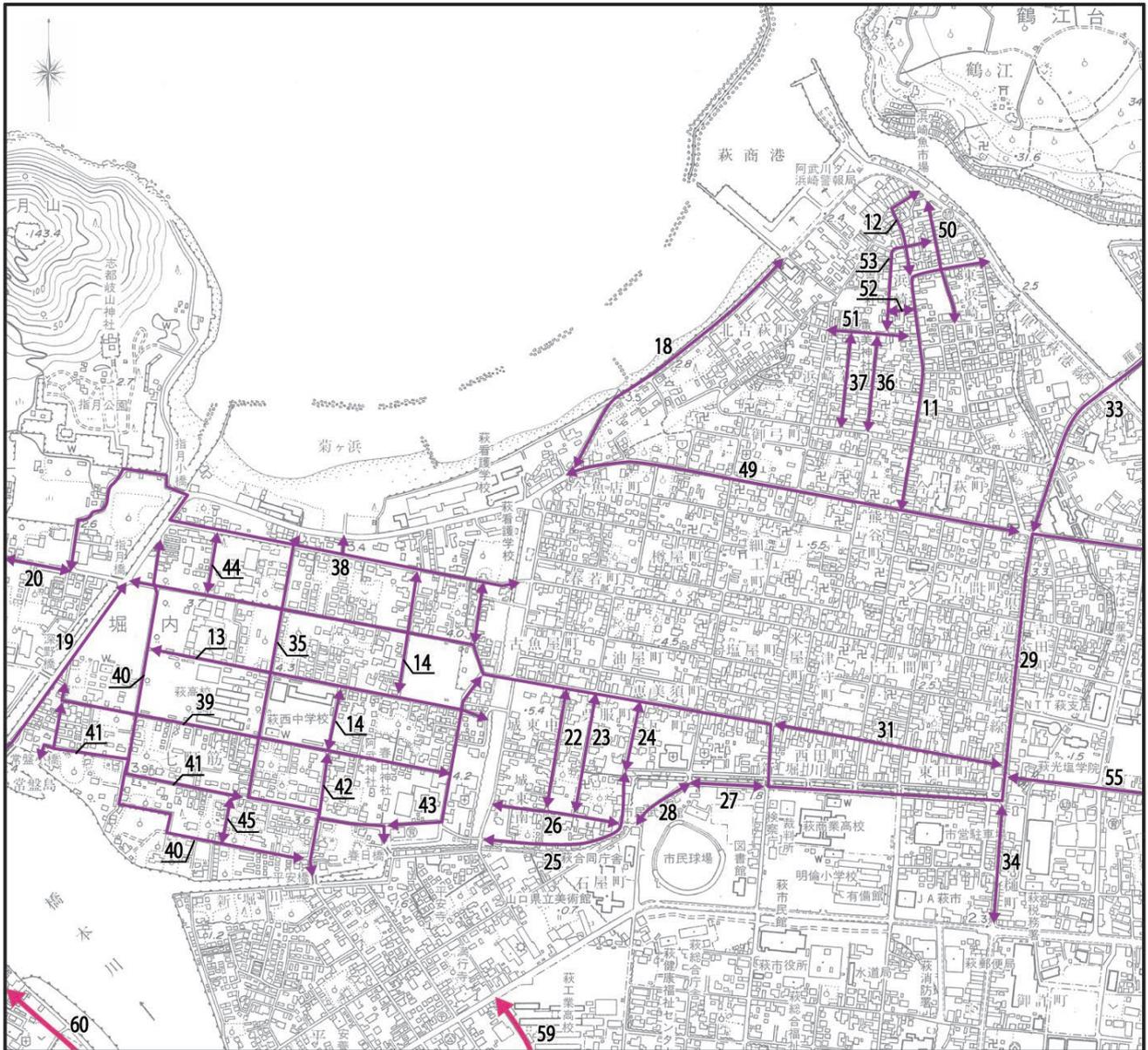
■未整備都市計画道路及び市管理道路（萩地域）



凡例

	: 市管理道路（市道）
	: 未整備都市計画道路

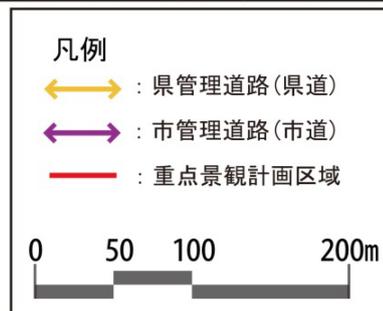
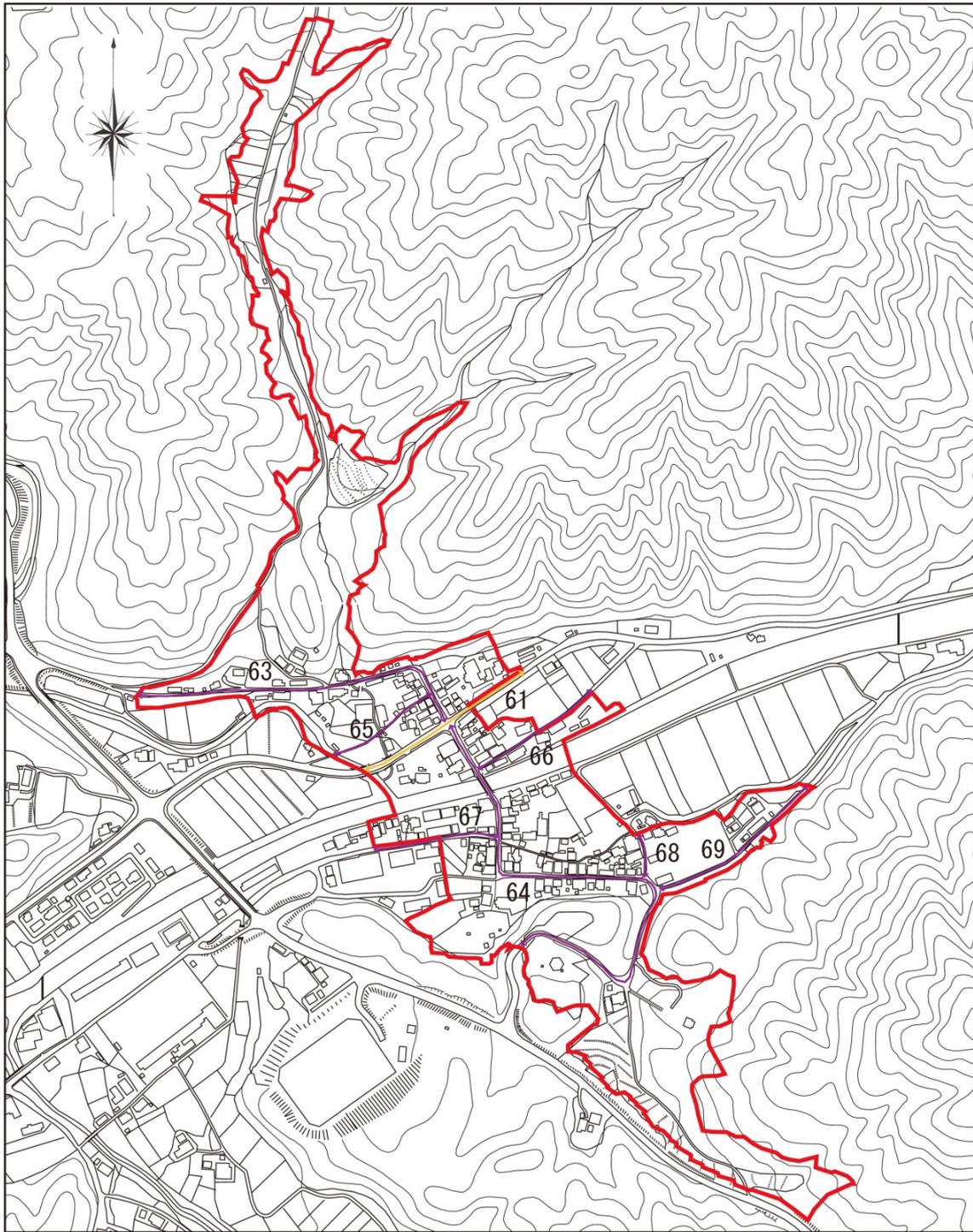
■未整備都市計画道路及び市管理道路（萩地域）拡大図



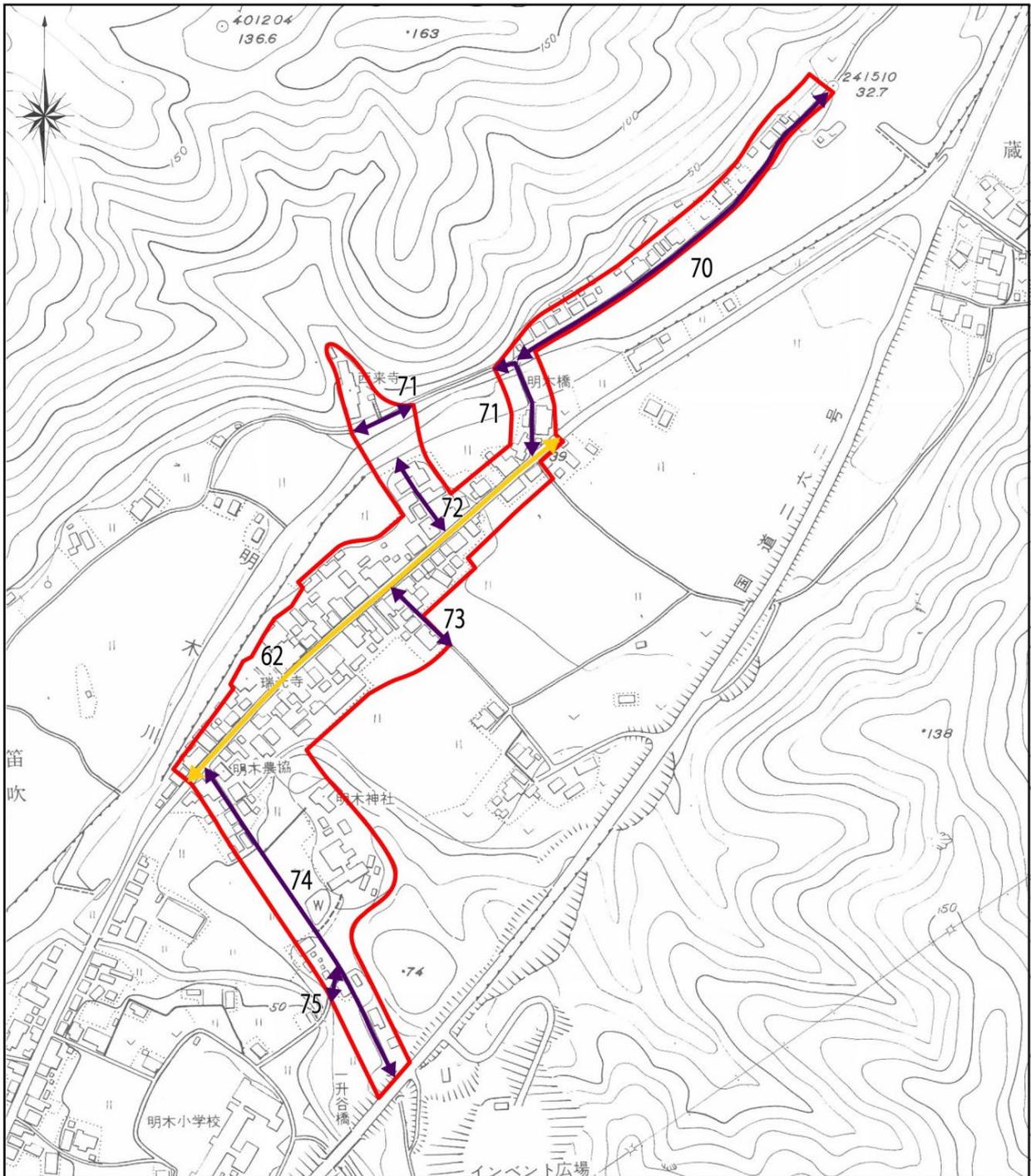
凡例

- ↔ (purple) : 市管理道路（市道）
- ↔ (red) : 未整備都市計画道路

■ 佐々並市地区



■ 明木地区



凡例

- : 県管理道路（県道）
- : 市管理道路（市道）
- : 重点景観計画区域

0 50 100 200m

2. 景観重要河川

(1) 景観重要河川の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す河川は、景観重要公共施設(河川)として位置づけ、整備に関しては次の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設との調和を図る。

(2) 景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準(河川法第24条、第26条第1項の許可の基準)

景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

○ 工作物の形態意匠色彩

- ・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとするとともに、落ち着いたある色彩とする。

(3) 景観重要河川一覧表

番号	河川名	区間	距離(m)
1	阿武川	中津江河口堰～阿武川河口	約 4,150
2	橋本川	阿武川分流点～橋本川河口	約 4,500
3	佐々並川	国道262号佐々並橋 ～佐々並久年公会堂下流約250m付近の堰	約 650
4	明木川	市立明木図書館付近の堰 ～下市の国道分岐点付近の堰	約 800

※ 阿武川河口の漁港区域及び海岸保全区域は、別途、景観重要公共施設(漁港、海岸)にも位置づける

(4) 景観重要公共施設（河川）に準ずる河川

本市が管理する下表の河川は、景観重要公共施設（河川）に準ずる河川（以下「準景観重要河川」という。）として位置づけ、整備に関する事項並びに占用許可に関する事項を定める。

1) 準景観重要河川の整備に関する方針

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設との調和を図る。

2) 準景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準

準景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとする。

○ 工作物等の形態意匠色彩

・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

3) 準景観重要河川一覧表

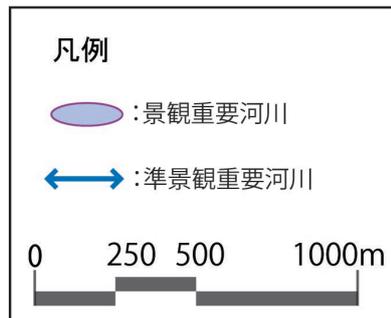
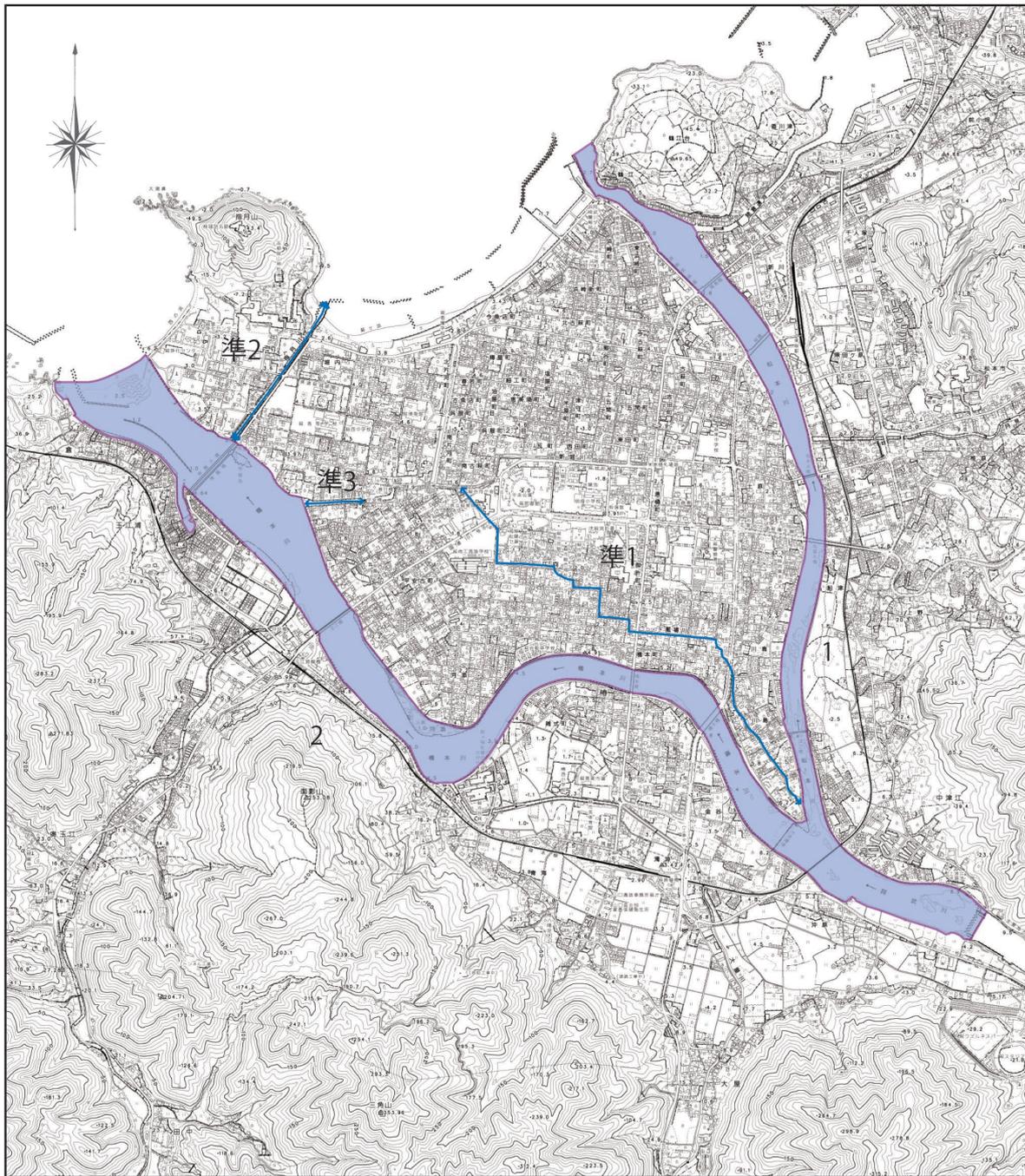
番号	河川名	区間	距離 (m)
準 1	藍場川	川島取水口～平安古新堀川合流点	約 2,400
準 2	指月川（疎水）	常盤大橋北川橋詰～菊ヶ浜合流点	約 700
準 3	新堀川	平安橋～橋本川合流点	約 300
準 4	山の口川	上流端～大板山たたら製鉄遺跡入口付近	約 200

※ 指月川と山の口川に係る占用許可は河川法に準じた取扱いとする。

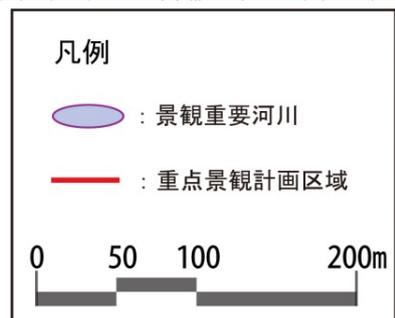
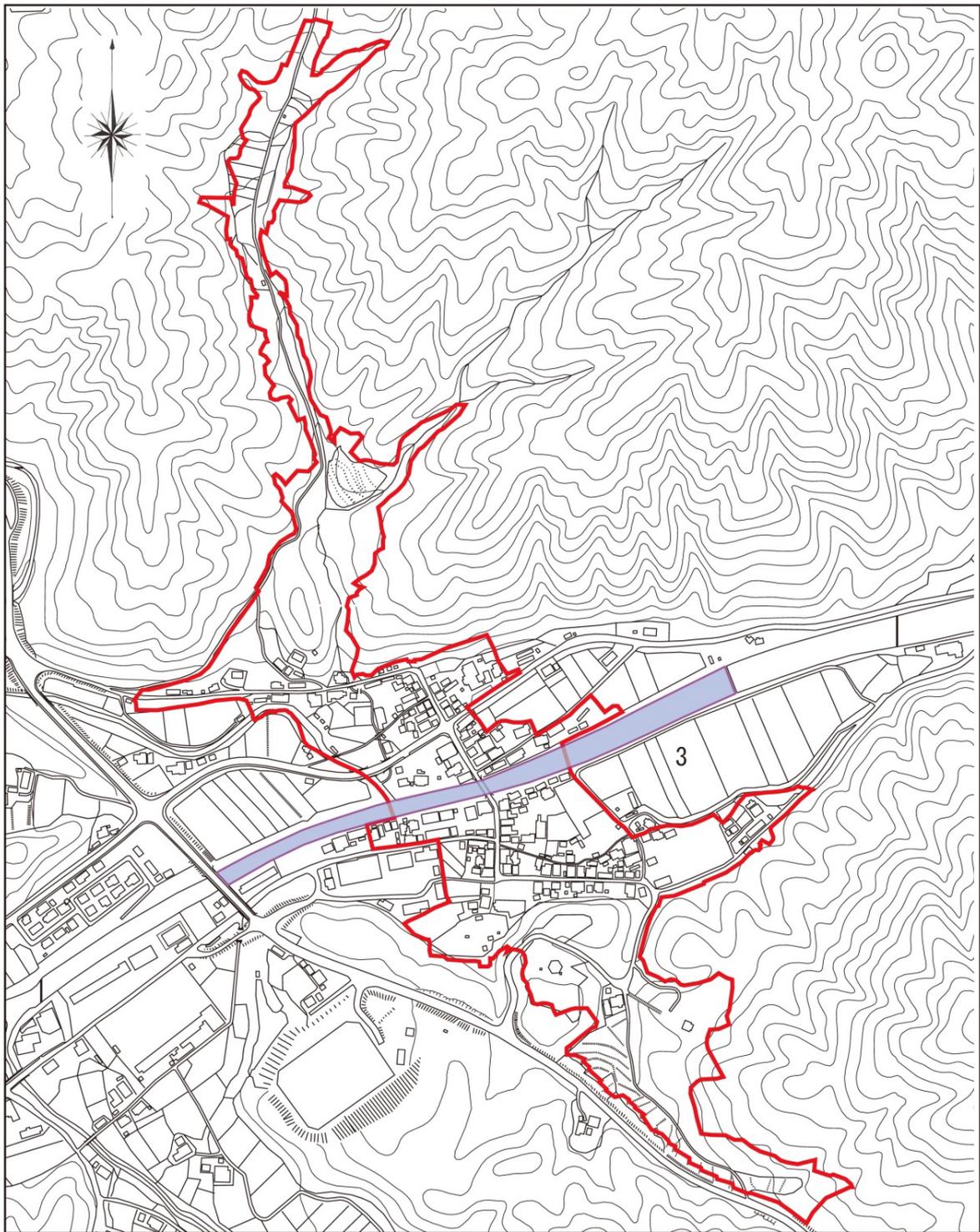
※ 藍場川と新堀川に係る占用許可は、萩市法定外公共物管理条例第 5 条第 1 項（同条例施行規則第 2 条第 1 項）を適用する。

(5) 景観重要河川及び準景観重要河川位置図

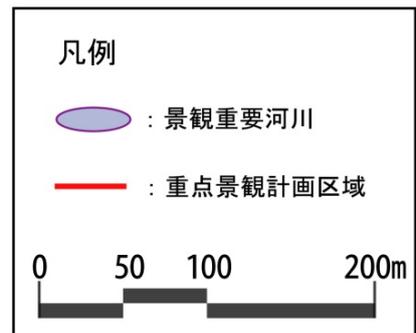
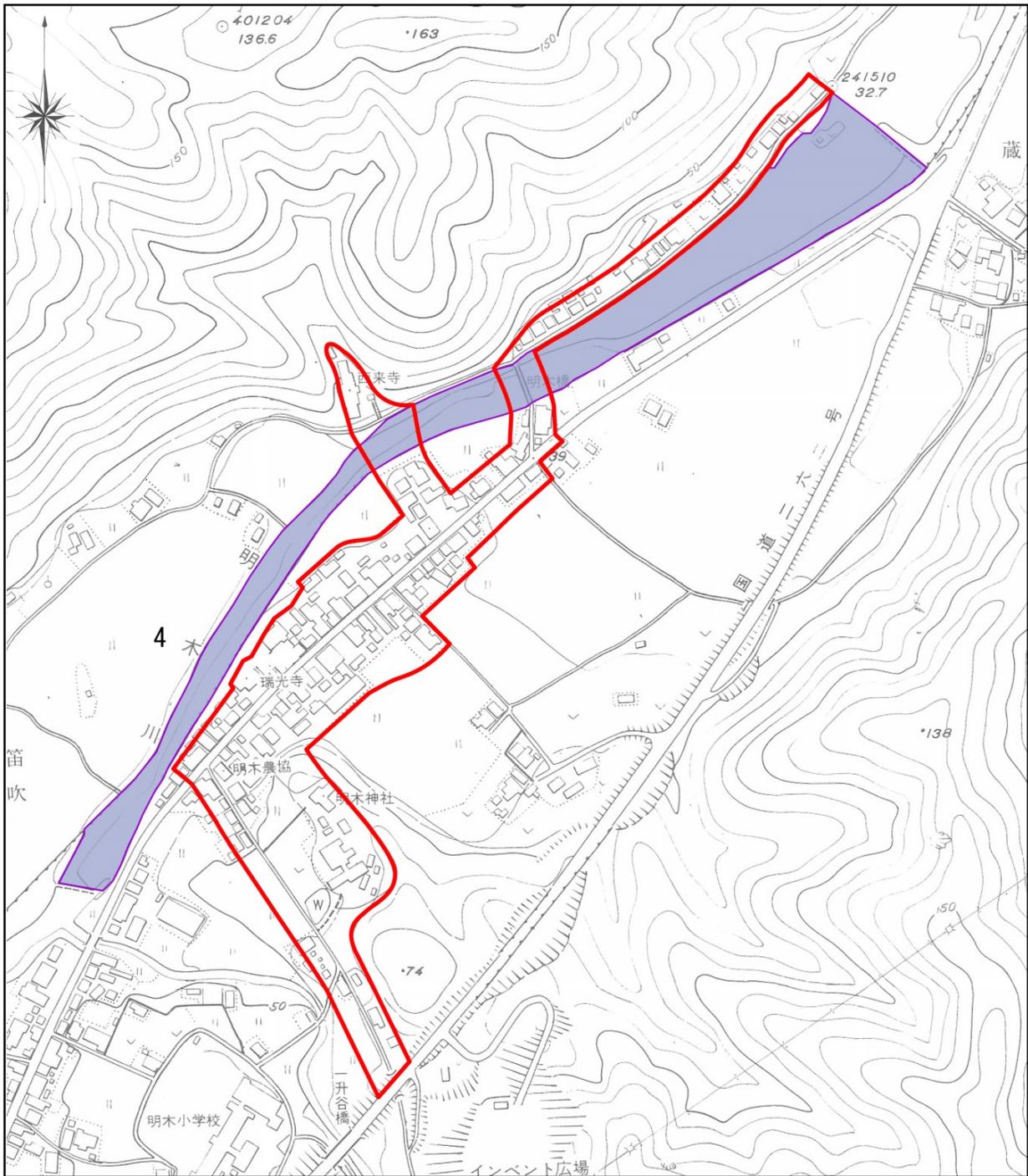
■萩地区



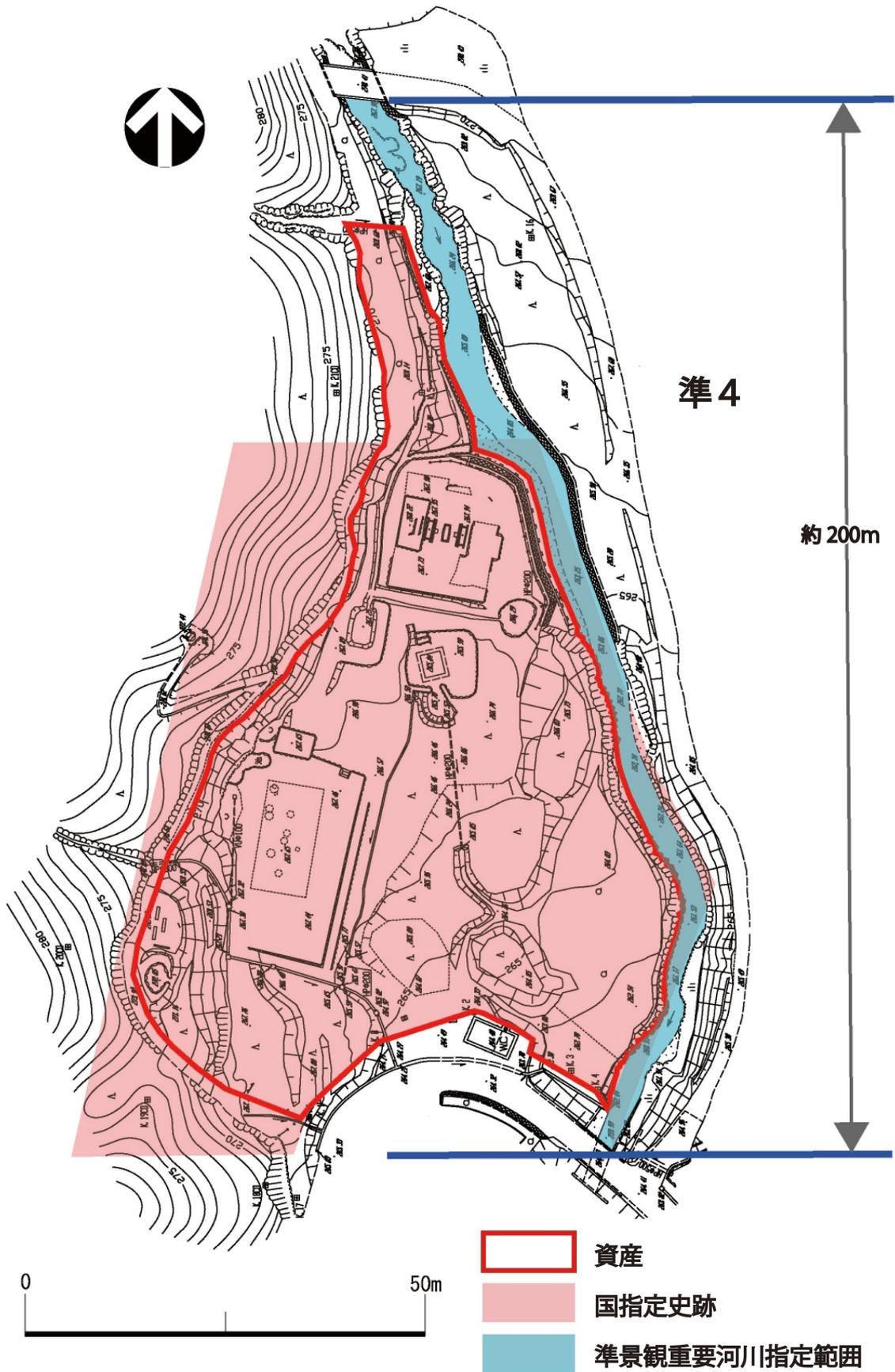
■ 佐々並市地区



■ 明木地区



■大板山たたら製鉄遺跡



3. 景観重要漁港

(1) 景観重要漁港の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す漁港は、景観重要公共施設(漁港)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川、海岸)との調和を図る。

(2) 景観重要漁港における工作物の設置に伴う占用許可基準(漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準)

景観重要漁港内において工作物の設置に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

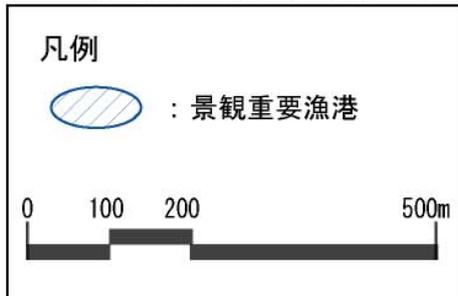
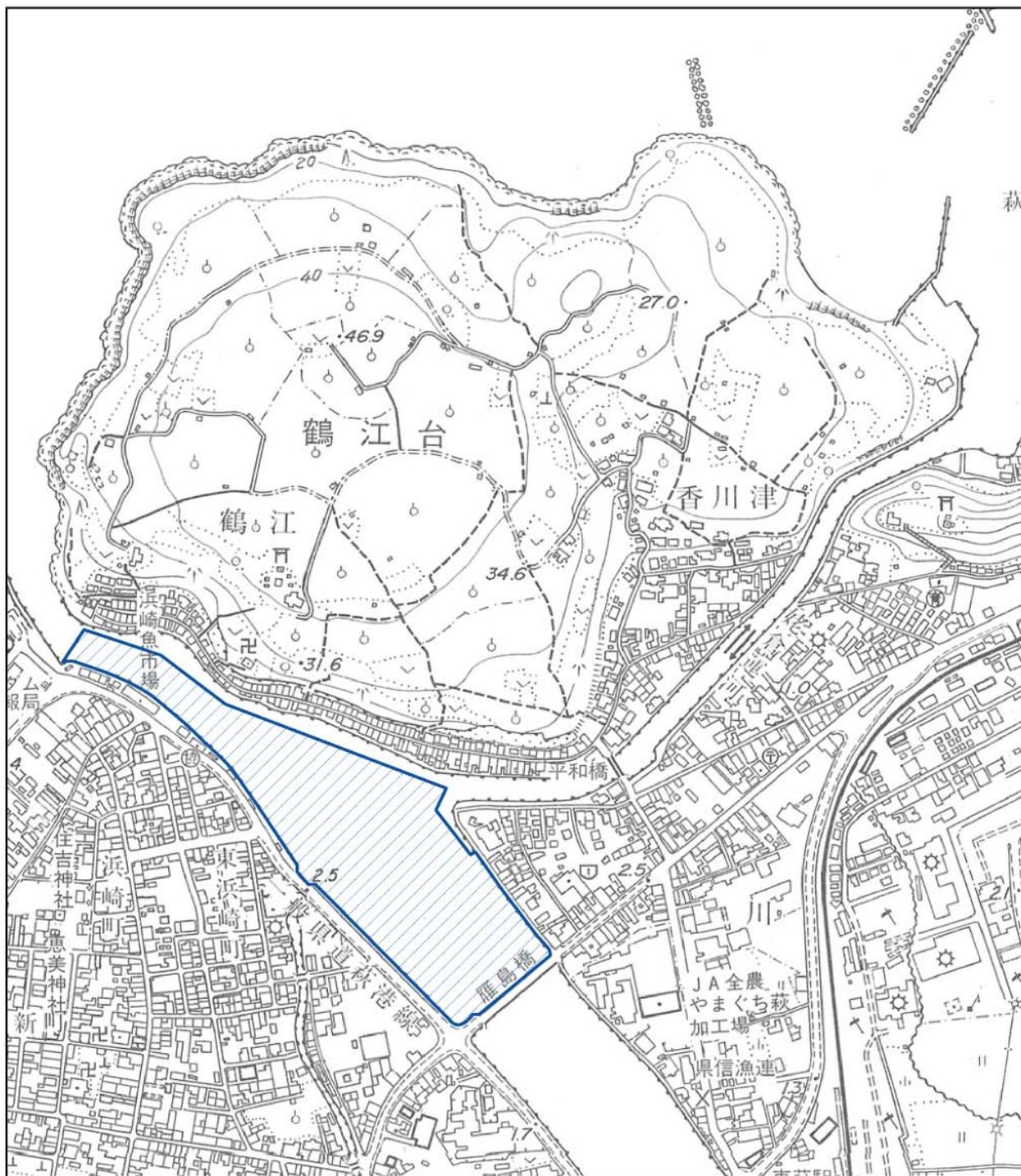
○ 工作物等の形態意匠色彩

- ・漁港の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

(3) 景観重要漁港の範囲

漁港名	区域名	範囲	
萩漁港	萩漁港区域	阿武川の雁島橋から下流で、河口部までの漁港区域における護岸敷及び水面。ただし、山口北沿岸萩漁港海岸鶴江新川地区海岸保全区域を除く。	
		[説明]	阿武川左岸は、雁島橋から下流の区域で、河口の大字東浜崎字菊ヶ浜 139 番地先まで 阿武川右岸は、雁島橋から下流の区域で、河口の大字椿東字下鶴江 3973 番地先まで

(4) 景観重要漁港区域図



4. 景観重要海岸

(1) 景観重要海岸の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す海岸は、景観重要公共施設(海岸)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川、漁港)との調和を図る。

(2) 景観重要海岸における、海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置に伴う占用許可基準(海岸法第7条第1項の許可の基準)

景観重要海岸内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

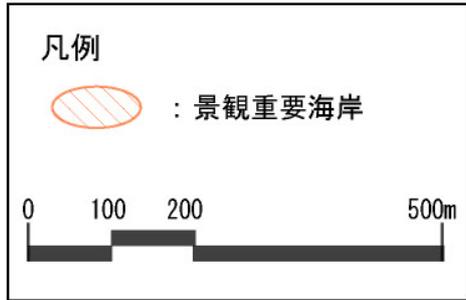
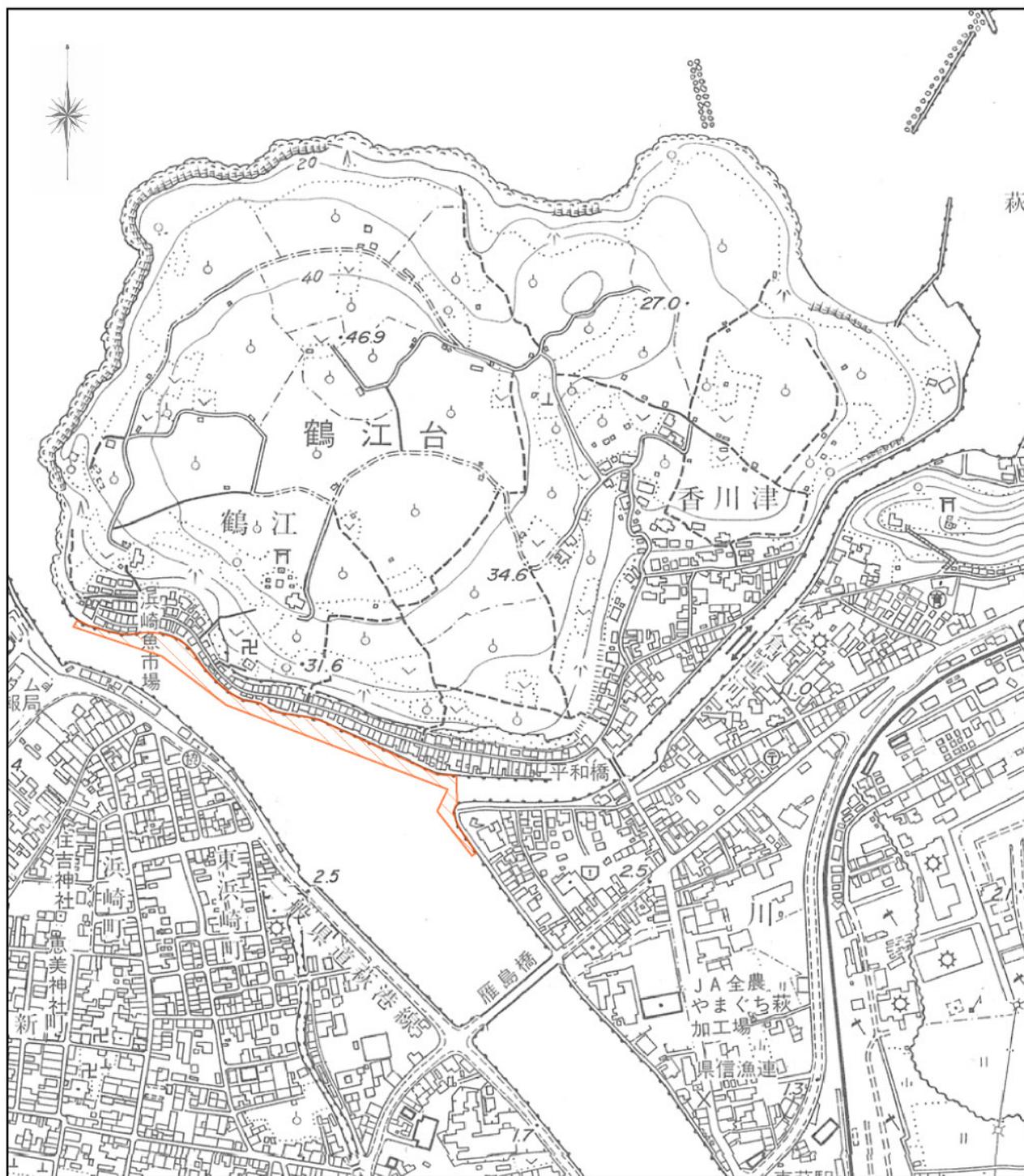
○ 工作物等の形態意匠色彩

- ・海岸の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

(3) 景観重要海岸の範囲

海岸名	区域名	範囲
山口北沿岸 萩漁港海岸	鶴江新川地区 海岸保全区域	阿武川右岸において、雁島橋の下流約140m地点から下流の区域で、河口の大字椿東字下鶴江3973番地先までの護岸敷及び水面

(4) 景観重要海岸区域図



5. 景観重要公園

(1) 景観重要公園の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す公園は、景観重要公園(景観重要公共施設)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 歩行者・利用者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- ② 歴史的景観との調和を図るため、緑豊かで自然素材を用いた整備を行う。人工物を使用する場合は、擬石や化粧型枠等による修景を行う。
- ③ 公園内の遊歩道等の整備については、歴史的景観に調和する形態意匠及び色彩とする。

(2) 景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の基準(都市公園法第4条、第5条第1項又は第6条第1項もしくは第3項の許可の基準)

景観重要公園内において建築物や工作物等の占用許可等を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

- ① 建築物や工作物等の配置
 - ・景観形成上の重要なポイントを阻害しない配置とし、公園全体の見通しを遮るような配置としない。
- ② 建築物や工作物等の形態意匠
 - ・公園の緑や歴史的景観と調和し、また、憩いの場として落ち着きが感じられるものとする。
- ③ 建築物や工作物等の色彩
 - ・落ち着きがあるダークブラウン(5YR2/1)等を基調とし、公園の緑や歴史的景観との調和に配慮する。

(3) 景観重要公園一覧表

番号	公園名	種別	位置	面積 (ha)
1	※1 指月公園	総合公園	大字堀内	31.40
2	※2 中央公園	総合公園	大字江向	5.30
3	陶芸の村公園	総合公園	大字椿東	15.80

※1 未供用部分を除く

※2 未供用部分及びプレーパークゾーンを除く

(4) 景觀重要公園区域圖

